



# 山形県公報

令和8年1月23日(金)  
第674号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……29

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……30
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……31

### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) ……同

## 規 則

山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

山形県小規模水道条例施行規則(昭和44年4月県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「20の項まで及び32の項から51の項まで」を「21の項まで及び33の項から52の項まで」に改める。

第5条第2項中「38の項及び46の項から51の項まで」を「39の項及び47の項から52の項まで」に改め、同条第3項中「21の項から31の項まで」を「22の項から32の項まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第40号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                           | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------|---------------------------------------|---------|------------|
| 合同会社緑盛社            | ヘルパーステーションオリーブ<br>米沢市中田町926番地の1 Nビル2F | 訪 問 介 護 | 令和 7.11.30 |

**山形県告示第41号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番                 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------------|----|------------|
| 東置賜郡高島町大字下和田字泉古屋南3086番 | 田  | 4,074      |
| 東置賜郡高島町大字下和田字泉古屋南3091番 | 田  | 1,074      |

2 利用権の内容等

| 内容     | 始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|--------|------|--------------|
| 耕作すること | 令和8年4月 | 10年  | 411,840円     |

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

**山形県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営常万地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営常万地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

庄内町役場

3 縦覧に供する期間

令和8年1月27日から同年2月26日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第43号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 保安林予定森林の所在場所**

米沢市笹野町字大森南下り7416-1から7416-7まで、7416-12から7416-15まで、笹野本町字名寺下通一7418、7419、7420-1から7420-3まで、字名寺三7438-1、7439-1、7440-1、7440-2、7441、7442、字名寺四7421から7431まで

**2 保安林指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 落札に係る特定役務の名称及び数量**

山形県税務総合電算システム運用支援業務一式

**2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地**

山形県総務部税政課税務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096

**3 落札者を決定した日** 令和7年12月4日**4 落札者の名称及び所在地**

株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号

**5 落札金額** 114,196,500円**6 特定調達契約の相手方を決定した手続き** 一般競争入札**7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日**

令和7年10月24日

令和8年1月23日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年1月23日発行 発行人 山形県